

## 広域行政圏の設置状況

圏域名	設置年度	圏域人口 (人)	圏域面積 (km <sup>2</sup> )	広域行政 機構名	組織 形態	構成市町村	計画の名称 (計画期間)	圏域の将来像、基本目標等	処理事務内容	主な地域指定 等の状況 (実施期間)
青森地域 広域 市町村圏	昭和 45	325,458	1,477.52	青森地域 広域事務 組 合	複合的 一部 事務 組 合	青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、 蓬田村  (1市3町1村)	第2次青森地域 ふるさと 市町村圏計画 (H13～22)	－「ブルーロード 豊かな自然と共存し 人情あふれる 北のふるさと圏」－ 1. 自然と調和した潤いのある地域づくり 2. にぎわいのある産業と地域づくり 3. 健やかであたたかい地域づくり 4. 心豊かな人づくりと創造性ある地域づくり 5. 地域交通・情報基盤の整備を目指した地域づくり 6. 広範な連携による圏域づくりの推進	広域市町村圏計画 策定、広域観光、 ごみし尿処理、介 護認定審査会等	ふるさと市町 村圏 (H2～) 地域力創造 推進地域 (H23～25)
津軽地域 広域 市町村圏	44	305,342	1,597.73	津軽広域 連 合	広 域 連 合	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐 町、板柳町、西目屋村、田舎館村  (3市3町2村)	津 軽 広 域 連 合 広 域 計 画 (H22～26)	関係市町村の交流と連携の下に多様な地域特性 を發揮し、豊かで活力と潤いがあり、自立性にあ ふれた生活圏域の一体的な実現と福祉の向上を目 指す。	広域活動計画策 定、介護認定審 査会、介護給付 費等支給審査会	ふるさと市町 村圏 (H9～) 地域力創造推 進地域 (H24～26)
八戸地域 広域 市町村圏	44	335,415	1,346.66	八戸地域 広域市町 村圏事務 組 合	複合的 一部 事務 組 合	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、 田子町、南部町、階上町、新郷村  (1市6町1村)	第3次八戸地域 ふるさと 市町村圏計画 (H20～29)	－人・産業・環境が調和した 北東北の中核都市圏－ 1. 健やかで安心して暮らせる心のふるさとづくり 2. いきいきと働ける活気ある産業づくり 3. 心豊かな創造性に富む人づくり 4. 環境にやさしく快適な社会基盤づくり 5. 施策を推進するための仕組みづくり	広域市町村圏計画 策定、消防、特別 養護老人ホーム、 介護認定審査会、 ごみし尿処理等	ふるさと市町 村圏 (H2～)
津軽西北五 地域広域 市町村圏	47	143,817	1,752.99	つがる西 北五広域 連 合	広 域 連 合	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦 町、鶴田町、中泊町  (2市4町)	津 軽 西 北 五 地 域 ふ る さ と 市 町 村 圏 計 画 (H13～22)	－心豊かに暮らし、新たな価値(夢)を みんなで創りだす 西北五つがる地域－ 『ハートフルネット・つがる西北五』 1. 魅力あるふくよかな郷土空間づくり 2. 心かよいあう連携社会の実現 3. 創造力ある内発的な地域産業おこし 4. 躍動的な連携ネットワーク型広域行政の推進	広域市町村圏計画 策定、ふるさと市 町村圏計画策定、 介護認定審査会、 介護給付費等支給 審査会等	ふるさと市町 村圏(H11～) 地域力創造推 進地域 (H23～25)
上十三地域 広域 市町村圏	46	183,764	2,054.93			十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、 六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村  (2市5町1村)	第5次上十三 地 域 広 域 市 町 村 圏 計 画 (H20～29)	1. 参加と協働の担い手づくりと広域連携の推進 2. 食料供給基地としての機能發揮 3. 先導的産業の展開と雇用力の強化 4. 暮らしの安定を支える希望のコミュニティづくり 5. 地域基盤整備とその推進体制の確立		
下北地域 広域 市町村圏	46	79,543	1,414.87	下北地域 広域行政 事務組合	複合的 一部 事務 組 合	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、 佐井村  (1市1町3村)	第5次下北地 域 広 域 市 町 村 圏 計 画 (H20～29)	－豊かな自然と個性あふれる 調和と活力の下北圏域－ 1. 快適で明るく住みよい地域づくり 2. 自然と個性を生かした特色ある地域づくり 3. 健やかで生きがいにあふれる地域づくり 4. 人と文化を育む地域づくり 5. 住民参加による一体感とゆとりのある地域づくり	広域市町村圏計画 策定、複合文化施 設、消防、知的障 害児(者)施設、 し尿処理等	

※圏域人口：平成22年国勢調査、地方自治法第7条の規定による境界変更に係る青森県告示  
(平成20年3月31日 青森県告示第263号) 圏域面積：国土地理院調査(平成24年10月1日)

## ■地方自治法上の広域行政制度一覧表

分類	設立目的	特徴等	設置手続
特別地方公共団体	一部事務組合 (第284条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古くからある最も汎用的な共同処理方式</li> <li>・ 法人格を有するため、規約で定められた事務を共同処理するために必要な範囲において権利義務の主体となり得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 構成団体の議会の議決</li> <li>② 構成団体の協議</li> <li>③ 許可の申請</li> </ul> <p>・ 都道府県が加入する場合は総務大臣、都道府県が加入しない場合は知事</p> <p>・ 市町村のみで構成する場合であっても、構成団体が複数都道府県にわたるものは総務大臣</p>
	広域連合 (第284条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の地方公共団体が、ある地域の具体の広域的な政策や行政需要に対応するとともに、国等からの事務の配分の受け入れ体制を整備するために設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国等から直接に権限や事務の移譲を受けることができる</li> <li>・ 国等に対し権限や事務の移譲を要請できる</li> <li>・ 構成団体に規約の変更を要請できる</li> <li>・ 広域計画の実施上支障がある場合には、構成団体に対し改善策等の勧告ができる</li> <li>・ 処理事務の広域計画を策定、公表しなければならない</li> <li>・ 議員及び長の選出方法は、直接選挙又は間接選挙による</li> <li>・ 住民に直接請求権がある（条例制定改廃、議会の解散等）</li> </ul>
協議会 (第252条の2)	地方公共団体の区域を超えて行政の執行等を合理化するため、複数の団体が共同で設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人格を有しないため、協議会固有の財産又は職員を有しない</li> <li>・ 上記により権利義務の主体となれない</li> <li>・ 協議会は、①管理執行協議会、②連絡調整協議会、③計画作成協議会の3つに分類される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 構成団体の議会の議決（連絡調整協議会の場合を除く）</li> <li>② 協議</li> <li>③ 届出</li> </ul> <p>届出先は一部事務組合の許可権者に準ずる</p>
機関等の共同設置 (第252条の7)	執行機関の簡素化を図るため、複数の団体が委員会又は委員、行政、機関、長の内部組織等を共同で設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同設置された機関等は、各構成団体の共通の機関等としての性格を有し、管理・執行の効果は、それぞれの団体に帰属する</li> <li>・ 管理執行に関する条例等は、各市町村のものが適用される</li> </ul>	協議会の設置に準ずる
事務の委託 (第252条の14)	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねるための制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務の委託の成立により、委託団体は、その範囲内において当該事務を執行管理する権限を失う。</li> <li>・ 受託団体が処理した効果は、委託団体に帰属する</li> <li>・ 当該事務についての法令上の責任は、受託団体が負う。</li> </ul>	協議会の設置に準ずる